

令和4年6月29日

上田市塩田公民館

館長 小宮山 晶子 様

上田市塩田公民館運営審議会

会長 龍野 藤人



「コロナ禍における塩田公民館の事業のあり方」について（答申）

令和3年10月18日付3塩公第69号により諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

はじめに

令和3年、塩田公民館運営審議会は、塩田公民館長から「コロナ禍における塩田公民館の事業のあり方について」諮問を受けました。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に、日本国内でも感染者が確認されて以来、全国各地で感染者が急速に増加し、我々の日常生活はもとより社会経済活動を一変させました。現在も、その流行は収束の兆しがみえないまま、デルタ株やオミクロン株などの変異をし、全国的な流行を繰り返しています。

公民館は、これまで住民が「集い、学び、互いにつながり関わり合う場」を提供してきました。そこでその活動を通して様々な情報を収集し、学習の成果を共有し、ともに実践することで文化的な価値を創出してきたのです。しかし、発見されたばかりの新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年春に施設を閉館する事態となり、感染対策のため、長期間にわたる利用制限、グループの学習拠点の喪失等の大きな影響があり、特に人が「集う」という機能を果たせなくなりました。

このような状況の中、コロナ禍における公民館の事業のあり方やコロナの収束後に向けた取り組みなどについての検討を行うことになりました。

答申にあたり、令和2年6月に開催された「文部科学省中央教育審議会 第108回生涯学習分科会『新型コロナウイルス感染症への対応に関する取組事例（生涯学習・社会教育関係）』」のほか、令和2年5月14日に公益社団法人全国公民館連合会から出された「公民館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（令和3年10月19日改訂）」などの資料を参考に検討しました。

また、令和3年12月に塩田公民館運営審議会と塩田公民館は、塩田公民館利用者団体に向け、「コロナ禍における公民館活動」についてのアンケートを実施しました。その結果についても参考としました。

1 公民館施設での感染対策

(1) 施設利用について

- ①マスクの着用、検温、換気の実施
- ②身体的な距離の確保（各部屋の距離を確保できる人数目安の表示）
- ③大声での歓声、声援等の禁止
- ④館内の飲食については、原則、禁止（水分補給は可）
- ⑤塩田公民館の出入口を1か所に限定
- ⑥感染警戒レベル5以上の場合、調理実習室・地域交流コーナーの利用制限措置

(2) 利用者における感染予防対策

- ①使用前に、利用者全員の検温と体調の確認、及びチェックリストにより、新型コロナウイルスの感染対策にかかる注意事項を確認、代表者の氏名、連絡先を明記の上、公民館窓口へ提出

※チェックリストの内容

室内の換気、人と人との距離、コロナ禍暫定収容人数の提示、マスクの着用、アルコール消毒の徹底、体調不良の方は利用の自粛、体調の管理、過去14日以内の行動による利用の自粛、館内の飲食の禁止（水分補給を除く）、使用した椅子、机、備品の消毒、利用者の連絡先がわかる名簿の作成

- ②使用した机、椅子等の除菌清掃を実施
- ③公民館利用日での参加者の把握（感染者等が発生した場合の追跡調査に必要。参加者名簿等を作成し、一か月程度の間保管）

(3) 公民館職員による感染予防対策

- ①スイッチ、ドアノブ、トイレ便座、水道の蛇口等の除菌の実施（毎朝）
- ②手指消毒液・検温器の設置
- ③定期的な換気の実施（昼時）
- ④三密を避ける等感染防止を呼び掛けるチラシ等の掲示

現在、公民館では、以上のような対策がとられ、感染予防を行っています。基本的には、県が発出する感染警戒レベルに応じた感染対策の指針や、市の感染対策本部の対応方針、公民館ガイドラインに従いながら、公民館としての対策を徹底しています。

感染予防対策については、今までどおり継続し、状況の変化と国や県の動向を見ながら、新たな感染予防対策が示された場合は、適切な対応をとっていただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度から実施している市内全公民館統一のチェックリストでは、公民館利用の際に、利用者団体に守っていただきたい感染予防対策について、利用時に毎回、参加される全員で内容を共有し、活動前に提出していただくことを必須としています。これについては、形骸化しないよう利用者の理解と協力を得ていくことが必要であると考えます。

また、利用者が主催する講演会等の実施の際は、開催責任者に対し使用留意点、感染予防対策の徹底を呼び掛けることも必要です。

令和 3 年度秋に、顔認識式非接触検温器を設置したことにより、利用時での検温の徹底が図られ、すべての入館者の意識向上につながったように思います。

さらには、コロナ禍における感染予防対策の一つとして、公民館の利用申請について、外出や人との接触が減らせるようインターネットによる申請や空き状況提供の仕組みの検討をお願いします。

2 コロナ禍における公民館事業について

(1) 公民館自主事業について

国・県の感染対策の指針や県が発出する感染警戒レベルに応じた市の感染対策本部の対応方針を基に対応を定めています。現在、公民館の主催事業は、感染警戒レベルが 3 以下（新基準）の場合は、感染対策を徹底したうえで実施することとなっています。

年明けに第 6 波が警戒されていましたが、不安は現実となり上田市では、1 月 17 日 感染警戒レベルが 5（旧基準）となり、同月 25 日には蔓延防止措置が発令となり公民館は休館にはならないものの利用の自粛を呼びかけてきました。その後、3 月 6 日に蔓延防止重点措置が終了しましたが、感染警戒レベルは下がらず、公民館の主催事業についてはすべて中止せざるを得ない状態が続きました。

コロナ禍においても公民館活動は様々な工夫により維持することが大切です。塩田公民館では、開催方法を工夫するなど感染予防対策をとれる事業については、住民の安心安全を第一に考えながら実施するという考えのもと、事業の開催を計画しています。

しかしながら、コロナ対策として事業の参加人数を制限することは、参加者の希望が叶わないケースも発生し、学びの場が十分に提供できない結果となります。これについては、開催回数を増やすなどの対策を講じているところです。

また、令和 3 年度終盤においては、感染警戒レベルが高い状態が継続していたため、工夫をしながらも計画した事業について、感染対策を優先させる必要から、中止や延期の措置を講じなければなりません。その結果、多くの計画されていた講座が繰り返し中止・延期になることで、参加者の不安やモチベーションの低下などからか、計画された講座への参加申し込み自体に足踏みをしてしまうような影響が出ているようです。

コロナ禍での制約により思いもよらぬ状況が起こり、学習の機会の提供や公民館に集うことの難しさが浮き彫りになっています。

コロナ禍前の日常に戻れるだろうか、コロナの収束はいつ訪れるのだろうか、不安は尽きないものの、このまま待っているだけでは、前には進みません。コロナ禍が公民館活動を見直す契機となったのだと考え、事業開催の新しい形式の方向と対応を探り、実施につなげてほしいです。

(2) 利用者団体や分館と実施する事業について

公民館の事業の中には、利用者団体や分館とともに実施する事業があります。

令和2年度から3年度にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定されていた「文化祭」、「社会体育」のすべての事業が中止となりました。

(ア) 利用者団体との事業

「文化祭」は、公民館を利用する様々な利用者団体の成果の発表の場であり、利用者や利用者団体同士の連携・交流の機会であり、公民館を利用したことがない住民が、公民館活動を身近に知る機会でもあります。そしてそこからまた新たなつながりへと広がります。

コロナ禍で感染予防を実施し事業を開催することは、多くの利用者や利用団体、そして、公民館の考えが一致しなければ開催が難しいと思いますが、参加方法や開催形式を検討し文化の継承の歩みを止めないようにしてほしいです。

「文化祭」の開催については、三密の回避が重要視されます。舞台発表はデジタルを活用し動画として公開することが考えられます。作品展示は公民館のスペースを活用し、書道、絵画、工芸、陶芸、その他の展示発表が検討できるのではないのでしょうか。昨年度の文化祭においても、開催方法についての提案はされましたが、利用者団体の「文化祭」に対する思いや活動時間の減少で出展作品が完成しないなどの状況もあり実現しなかったということですが、「文化祭」の実施方法について見直しや検討の機会となったのではないのでしょうか。

「文化祭」実施に向けての意向確認や作品などの活動成果について可視化することでの発表を引き続き検討し、公民館での交流とその記録を「文化祭」を実施することで、次につなげてほしいと思います。

(イ) 分館との事業

「社会体育」は、スポーツ事業及び健康事業を通じて、地域住民の親睦と交流、明るい地域づくりを目的に実施しています。

また、「社会体育」は、分館役員が実行委員として、企画運営に参加することで分館同士のつながりや分館活動の活性化に効果を発揮してきました。

コロナ禍において、外出や活動が低下している中での「社会体育」は、住民の健康維持に重要な事業であると考えます。しかしながら、コロナ禍で感染予防対策を講じ事業を開催するためには、地域住民や分館役員の理解や協力が不可欠です。開催方法を工夫し、実施できるよう前向きに検討してほしいです。

(3) コロナ禍における学習機会の提供について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「集う」ことが難しくなった公民館では、新たな学習機会の提供について検討してきました。

(ア) ZOOMなどを活用した講座

オンライン会議、アプリ「ZOOM」等を活用した講座は、場所にとらわれずネット環境が整っていれば、パソコン、タブレット、スマートフォンを利用して、どこからでも参加することが可能です。また、オンラインによる対面での講座が可能となります。特に若い人たちの関心が高く、公民館における一つの学習スタイルとして定着していくものと考えられます。一方で、高齢者など、ネット環境が整っていない方や操作などが不慣れな方の参加が難しいという課題があげられます。

(イ) YouTube・ケーブルテレビなどを活用した講座

動画共有サービス「YouTube」を活用した講座は、好きな時間を選んで繰り返して視聴することが可能であり、ケーブルテレビを活用した講座は、インターネットに不慣れな方でも気軽に受講できるというメリットがあります。

一方で、著作権に対する配慮が必要であったり、講師によっては、一方通行での講座の持ち方を嫌うケースがあるなど慎重な対応が必要となり、また、ケーブルテレビは、開始時間が決められていることや、加入していないと視聴ができない等の課題もあげられます。

(ウ) 野外で開催する講座

屋内での活動と比べた場合の感染リスクは低いと考えられますが、慎重な対応が必要になります。

また、実施に当たっては、季節や天候に左右されるため、その対応が必要になるといった課題があります。

新しい学習機会の提供方法として検討した中で、ICTを活用した学習機会の提供については、公民館が、登録している利用者団体の活動の場所としてだけではなく、社会の中で孤立している個人に対しても公民館は開かれるべきであるという視点から、今後の公民館の在り方を考える中で注目できる方法であると考えます。

ICTの活用により、これまで公民館にかかわらなかった人にも情報を届け共有することが可能となり、公民館の間口も広がることを期待できます。さらに定員等に縛られることもなく、多くの希望者が受講できるというメリットがあります。

公民館における新たな学習方法について、学びの場を確保するためにも可能性のある方法を検討し、実現につなげてほしいと思います。

3 公民館情報の発信について

(1) 公民館の情報発信方法

- ①公民館だより (A4 4頁 毎月16日発行)
- ②上田市ホームページ
- ③塩田公民館フェイスブック
- ④上田市公民館チャンネルーYouTube

(2) 有効的な情報発信について

令和2年度から、自治会役員の負担軽減のため、市からの配布物についての配布方法が見直され「公民館だより」について、各戸配布から回覧となりました。公民館だよりを市内各公共施設のほか、塩田地域内の金融機関やコンビニエンスストアなどに毎月配置、また、ホームページやフェイスブックにも掲載していますが、公民館事業のお知らせについてなど自宅で紙面をゆっくり見たいという方も多いと思います。公民館だよりは、最大の情報提供紙となりますので、豆知識や話題性に富んだ内容等紙面の充実についても検討をお願いします。できる事であれば、以前のように各戸配布してもらえるとありがたいです。

塩田公民館では、市内公民館の先駆けとして令和元年からフェイスブックが開始されています。フェイスブックでは、公民館の様子などがタイムリーに知ることができ、多くの地域の方々に公民館の存在を知ってもらうための重要なツールとなるので、できるだけ多くの情報の発信を継続してほしいと思います。併せて、閲覧者の拡大のため、フォロワーがリツイートする仕組みづくりや上田市のメール配信機能の活用、LINEを利用した発信についても検討をお願いします。

公民館からの情報発信については、アナログ（紙媒体）とデジタル（ICT）とを上手く併用した取り組みを期待します。

4 利用者団体アンケートから

利用者団体に行ったアンケートからは、コロナ禍において、利用者団体の活動内容等の変化について、会員数や活動人数が変わった、または活動内容が変わったなど、何らかの変化を感じている団体が半数以上あり、主には、活動回数の減少、活動の休止などで、中には、オンライン形式で活動を行ったという団体もありました。

利用者団体の活動のうち、活動制限のある団体においては、団体内においてどのようにしたら活動が可能であるかを考え、それぞれに工夫をし、実施していますが、感染リスクが高く活動が難しい団体も出ています。

今後、コロナに限らず、同じような事態も考えられます。利用者団体での活動についてもWEBを活用するなど活動の継続や利用者同士のつながりの維持ができるよう工夫してほしいと思います。

また、利用者団体が公民館での活動を維持するため、公民館職員は、公民館と利用者、公民館と公民館を利用したことのない住民をつなぐ情報発信をすることが必要です。コロナ禍において、利用者団体での会員数や活動人数の減少が出ている中で、団体での活動を継続していくために、公民館だより、フェイスブックの活用を行い、利用者団体の活動内容の発信や仲間の募集を図ることが必要だと考えます。利用者団体の活動の継続をサポートしてほしいと思います。

また、オンライン講座やそれを受講できる環境については、公民館には、上田市の公衆無線 LAN が整備され、利用が可能な状態ですが、公民館の利用者については、高齢の方が多く、受ける側の環境が整っていない場合や利用の仕方がわからないなど、すぐに活用することは難しいように思われます。多くの方に WEB 活用ができるよう、公民館で学習会等の開催を進めてほしいと思います。

オンライン講座については、ハード面とソフト面での習熟度が高い壁になるものと思われます。機器の充実が前提になり、講座によっては、公民館職員及び受講する側の運用の習熟度が影響してきますが、前向きに検討してください。

一方で、コロナ禍にあっても利用者が公民館に求めるものは、やはり「つどい、まなび、つながる」となのだとアンケートからも受け取れます。

公民館として、対面でできる講座を大切にしながらも、対面講座と非対面講座の双方を活用し、公民館活動を途切れることなく、継続していくことが重要なのだと思います。

おわりに

新型コロナウイルスの影響により、「あたりまえの日常」が根底から覆され、「新しい生活様式」への移行といった社会のあり方に対する大きな変化を余儀なくされ、「つどい・まなび・むすび」のように、直接的に人と人とが集い、互いに学び合って地域の活性化に寄与してきた社会教育も、活動が大きく制限され、住民の活力が低下しているように思われます。

公民館は、住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。しかし、一方で公民館の利用者は固定化するとともに高齢化が進み、住民の中には公民館を知らない人もたくさん存在しています。高齢者のみならず、これから若い世代に向けて情報を発信し、年齢、性別、職業等を問わず、すべての人に開かれた公民館として、役割を果たさなければなりません。

このような時代となった今こそ公民館は、住民の身近な社会教育施設として、地域課題や住民のニーズに即した学習機会を提供するとともに、心豊かで活力に満ちた「人づくり」、「居場所づくり」、「絆づくり」といった地域づくりの拠点としてますます期待されています。

第8期塩田公民館運営審議会は、「コロナ禍での公民館活動のあり方について」公民館はどうあるべきか、社会的困難をふまえて解決の方向を探るための審議を行いました。

今回の諮問については、「つどい（集う）、まなび（学ぶ）、むすび（結ぶ）」を重要な機能として掲げてきた公民館が追求してきた基本的価値や原点を見直す機会となりました。人々が「つどい」ことができな

い状況にあっても、その基本的な価値やあり方を見失うことなく今後の地域づくりに向けて、次世代に受け継いでいくための公民館運営を継続してほしいと願います。

今後も長期的影響が懸念される感染状況と向き合いながら、多種多様な文化を背負う人々が集い共に学ぶ中から生きがいを見出す「場」としての役割を公民館が果たし続けて行くためには、より多様な繋がり「拠点」でなければなりません。確かな発信力を持つ「開かれた公民館」を目指していただきたいと思います。

ウイズコロナ、アフターコロナ時代に塩田公民館に適した「公民館活動のあり方」を志向・検討することが大切な役割となってくるのではないかと思います。